○犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例

昭和58年3月17日条例第7号

別表第1 (第7条関係)

弓道場使用料 (団体利用)

| 利用時間 | 午前 | 午後 | 午前・午後 | 夜間 | 全日 |
|------|------|-------|-------|---------|--------|
| 区分 | | | | | |
| | 午前9時 | 正午から | 午前9時 | 午後5時 | 午前9時 |
| | から正午 | 午後5時 | から午後 | から午後 | から午後 |
| | まで | まで | 5 時まで | 9 時 30分 | 9 時30分 |
| 施設名称 | | | | まで | まで |
| 弓道場 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 740 | 1,080 | 1,690 | 1,460 | 3,100 |

備考

- 1 この表において「団体利用」とは、6人以上の団体が弓道場を利用することをいう。
- 2 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する 場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額と する。
- 3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を前後に延長して利用する場合は、この表に定める使用料のほか、延長1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)ごとに延長して利用する時間が属する利用時間区分の1時間相当額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を徴収するものとする。
- 5 市内の小学校就学前の子ども、小学校の児童又は中学校の生 徒が利用する場合の使用料は、無料とする。
- 6 午前9時から午後5時までの間において、電灯を使用した場合は、実費を徴収する。

別表第2 (第7条関係)

弓道場使用料 (個人利用)

| 利用区分 | 利用者区分 | 児童・生徒 | その他の者 |
|------|-------|-------|-------|
| 1 回券 | | 円 | 円 |
| | | 50 | 110 |
| 11回券 | | 500 | 1,100 |

備考

- 1 別表第1の備考2、3及び5の規定は、この表において準用する。
- 2 この表において「児童・生徒」とは、小学校就学前の子ども、 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 使用料の算定に当たっては、別表第1に規定する午前、午後 及び夜間の利用時間区分における利用について、それぞれ1回 の利用とする。